

多摩市 出店等促進支援金

～多摩市で出店等する事業者を応援します～

多摩市内の空き床・空き区画を賃借し、事業を開始した事業者に対して、事業開始に要した費用のうち上限100万円を支援します

お気軽に
ご相談ください！



© 多摩市



カフェ、アパレルなど

店舗の開業に

敷礼金等、客席準備、厨房、
内装改修、広告掲出など



事務所の活用に

敷礼金等、PC・複合機・
その他備品等購入費、内装
改修、広告掲出など



◆ご相談・お問い合わせ

多摩市市民経済部経済観光課（出店等促進支援金担当）

TEL 042-338-6909 / FAX 042-337-7659

受付時間：8：30～17：00（土日祝、年末年始除く）

ご相談の予約はこちらから →

(<https://logoform.jp/form/4N4o/48781>)



多摩市内にある空き物件に出店や事務所等を構える場合、

要した費用のうち上限100万円を支給します。

主な支給要件

- ・店舗、事務所として物件を賃貸借契約すること（住居契約は対象外）
- ・令和4年1月1日から令和5年3月31日までに事業を開始すること
- ・1年を超える事業継続が見込まれること
- ・週5日以上の営業等を行うこと
- ・商店会組織に加入すること（商店会組織がない場合は多摩商工会議所に入会）
- ・営業日1日につき、1人以上の従業員が常駐すること（無人営業は対象外）
- ・市町村民税を滞納していないこと
- ・事業を営むにあたり、法令違反していないこと
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業ではないことや、青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うおそれがある組織の利益になる営業ではないこと

申請方法

| | |
|---------------|--|
| 申請期間 | 令和4年1月4日(火曜日)から令和5年3月31日(金曜日) ※令和5年4月以降の申請は受付できませんのでご注意ください。 |
| 申請方法 | 受付は原則郵送で受付を行います(申請締切日の必着)。 【郵送先】 〒206-8666 東京都多摩市関戸6-12-1 多摩市市民経済部経済観光課商工観光担当(出店等促進支援金担当) |
| 申請書類の 入手方法 | 多摩市公式ホームページからダウンロードをお願いします。次の施設でも配布しています。 【配布場所】多摩市役所経済観光課(本庁舎2階) |

詳しくは多摩市公式ホームページをご覧ください

(<https://www.city.tama.lg.jp/0000014269.html>)

